

山梨県立富士河口湖高等学校高速カラー印刷機等賃貸借契約に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という）第１６７条の６第１項の規定により公告します。

令和８年９月１８日

山梨県立富士河口湖高等学校長 藤原 千鶴

一 一般競争入札に付する事項

１ 賃貸借する物品の名称及び数量

高速カラー印刷機 １台

中綴じフィニッシャー １台

２ 仕様等

仕様書で定める内容であること。

３ 期間

令和８年１１月１日から令和１３年１０月３１日

二 一般競争入札の参加資格

１ 令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

２ 令第１６７条の４第２項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過したもの。

３ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

４ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

５ 次の入札参加資格を全て満たす者であること。

（１）物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和３年３月８日山梨得告示第６７号）の二に定める競争入札に参加することができる者であること。

（２）この公告の日から開札の日までの間に「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成１０年４月１日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

（３）この公告に示した物品等を確実に納入できると山梨県立富士河口湖高等学校長が判断した者であること。

（４）納入する物品等に係るアフターサービスを山梨県立富士河口湖高等学校長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

６ その他本件入札説明書に定める要件を満たすこと。

三 入札手続等

１ 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号４０１－０３０１

山梨県立富士河口湖高等学校 事務室 （電話０５５５－７３－２５１１）

２ 入札説明書の交付方法

（１）この公告の日から令和８年１０月１日（木）までの、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第６号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前８

時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで三の1の場所において交付もしくは、電子メールで交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は必ず電話連絡をしたうえで、紙またはメールのどちらの交付を希望するかの旨を担当者に伝えること。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から令和8年10月1日（木）までの、県の休日を除く毎日、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までに三の1の場所に提出する。

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 実施日時 令和8年10月9日（金）午後2時30分

(2) 場 所 山梨県立富士河口湖高等学校 管理棟1階 小会議室

電話 0555-73-2511

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。

また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする

2 長期継続契約

この公告に係る契約は「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算につき減額又は削除があった場合は、契約期間内であっても当該契約を解除することがある。

3 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第108条の2又は109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否 要

5 違約金の有無 有

6 前払金の有無 無

7 詳細は入札説明書による。